

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A所在の会社B（以下「会社」という。）に採用され、会社C工場においてパンの製造業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から背中から腰にかけて痛みを感じるようになり、平成〇年〇月〇日D接骨院に受診し「左背部上部挫傷、腰部捻挫」と診断され加療し、さらに、平成〇年〇月〇日にはE病院に受診し「腰痛症、頸部痛、背部痛」と診断され加療した。

請求人は、長時間前のめりの体勢でパンの製造作業に従事したことにより上記傷病を発症したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した上記傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の傷病名について、請求人の主訴、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の療養補償給付たる療養の費用請求書に記載されたD接骨院における傷病名及び平成〇年〇月〇日付けF医師作成の診断意見書に記載された内容から、当審査会としては、腰痛、背部痛であるものと判断する。

##### (2) 腰痛について

腰痛に係る業務上外の判断については、「業務上腰痛の認定基準等について」(昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。)が示されていることから、以下、認定基準に基づき検討する。

ア 請求人の腰痛は、明らかに災害性の原因によらない腰痛であり、また、請求人が会社でパンの製造業務に就いて腰痛を発症するまでの期間から、請求人の腰痛が業務に起因して発症したものと認められるためには、「腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間従事する労働者に発症した腰痛」として、認定基準に示された要件を満たすことが必要である。

イ 腰部に過度の負担のかかる業務として、請求人の作業態様から検討すべきものは、認定基準に掲記された業務のうち「長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を持続して行う業務」であり、「おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務」等、その他の業務には該当しない。

ウ 請求人が行っていた作業のうち、腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢で行うものとして、請求人の身長と作業台の高さの関係から前屈位の姿勢となる卵塗り台での作業が認められる。

エ しかしながら、当該作業は、一連の作業工程において、3時間、4時間と連続して行うのではなく、連続作業時間としては請求人が業務災害に関する報告書で述べるように1回当たり1時間程度であって、さらに、作業に集中している20～30分の間は伸展を行う余裕がないということからすると、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のエに説示のとおり、当該作業が1日に複数回あったとしても、それをもって「長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を持続して行う業務」に従事したとは認められないものと判断する。

オ したがって、請求人の腰痛は、認定基準に示された要件を満たすものとは認められない。

### (3) 背部痛について

請求人の背部痛が業務上の事由によるものと認められるためには、背部痛と請求人が従事していた業務との間に、相当因果関係が認められなければならない。

そこで、請求人の背部痛についての医証をみるに、F医師は平成〇年〇月〇日付け診断意見書において、要旨、「初診時の自覚症状(病訴)として、平成〇年〇月頃より左背部～腰痛出現していた。X線上特に有意な所見は認められず、休業の指示は出していない。」と述べている。また、同診断意見書では、請求人から確認した発症状況について、「パン製造の仕事により腰背部痛が出現持続していた。」と述べているものの、発症状況と本症との因果関係については記載がない。

また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「腰痛、背部痛が業務から起因したものとは認めがたい。」と述べ、明確に業務との因果関係を否定している。

当審査会は、これら医証と、請求人と同様の業務に従事していた労働者の状況等を総合的に勘案して、背部痛と請求人が従事していた業務との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

なお、F医師の平成〇年〇月〇日付け診断書においては、仕事による負荷が影響した可能性はあると考えられる旨記載されているが、決定書理由第2の2の(2)のオに説示のとおり、当該記載は可能性を述べるにとどまるものであって、当審査会としてもこれを採用することはできない。

3 以上のとおりであるから、請求人の腰痛、背部痛は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。